

公契約での労働条件と公務公共サービスの質の確保をめざす

公契約適正化運動の到達と課題

2010年6月19日(土)

全労連 地方組織局長 斎藤 寛生

1. 公契約法（条例）とは

「公契約法・条例」は、国や自治体が行う公共工事や委託事業について民間業者と契約を結ぶ際に、事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定め、確実に末端の労働者にまで確保することを義務づける制度のことです。OECDによると、公共工事や委託事業に関わる労働者は全国で1000万人を超え、財政規模はGDPの15%、約65兆円から75兆円に達します。これらの労働者に適正な「働くルール」を確立すれば、日本の労働者全体の改善に大きな影響を与えます。公共事業を住民生活密着型に転換し、地域中小業者に優先して仕事が回る仕組みをつくれば、地域経済の再生、自治体の税収増にもつながります。公契約の範囲を「公的サービス」とすれば、ライフラインまで含まれ、その影響はさらに広がります。

2. 「世間相場」とする相対的基準から、生存権を保障する絶対的基準へ

① 日本の貧困率について

厚生労働省は昨年10月20日、低所得者の占める割合を示す「貧困率」を、07年は15.7%と発表しました。政府が貧困率を公表するのは初めてです。国

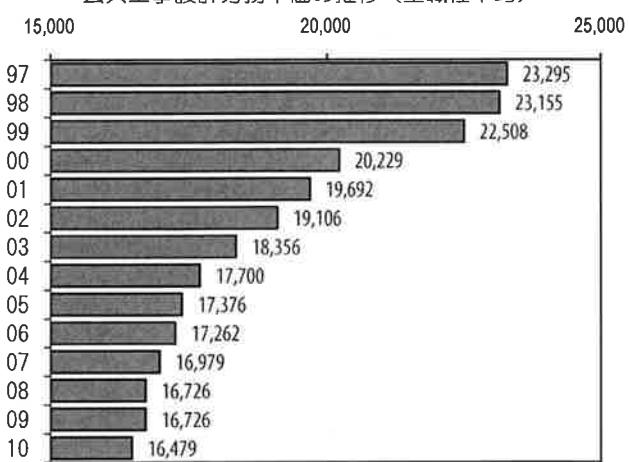
政府発表貧困率に関する資料						
年	1997年	1999年	2000年	2002年	2003年	2006年
全体の貧困率	14.6		15.3		14.9	15.7
子どもの貧困率	13.4		14.5		13.7	14.2
等価可処分所得中位数		274万円		254万円		228万円
同上×50%		137万円		127万円		114万円
世帯所得中央値	544万円		485万円		462万円	448万円
消費者物価指数05年=100		102.2			100.3	100.3

民生活基礎調査から、所得を世帯人数に振り分けて高い順に並べた中央の所得（228万円）を基準に、その半分に満たない人が占める割合を「相対的貧困率」といいます。1998年は14.6%、2001年は15.3%、2004年は14.9%でした。経済協力開発機構（OECD）の08年報告書では、06年の日本の貧困率は15.7%で、加盟30カ国の中メキシコ、トルコ、米国に次いで4番目。30カ国の平均値は10.6%。また日本は、一人親家庭の子ども（18歳未満）の貧困率が58%と圧倒的に高率でした。また、2000年は世界第2位の貧困率だった日本が、今回4位でした。これは、貧困者が減ったのではなく、基準の「世帯所得中央値」が下がり、貧困基準が年収137万円から114万円へ23万円下落したところに原因があります（右上表参照）。2010年4月9日、生活保護水準未満の収入や資産でくらす世帯のうち、保護を受けていない割合を、総務省の統計で31.6%。厚労省の推計で32.1%と公表しました。

② 下がり続ける公共工事設計労務単価

日本の「公共工事設計労務単価」は、無作為に抽出された約12,000件の調査対象工事（工事額1,000万円以上）に従事する51職種（とび工、鉄筋工等の各専門職種）で、「相当程度の技能を有する」労働者の賃金台帳から、建設業者が所定様式へ転記したものから算出されます。世間相場の集大成であり、不況の影響で、ここ13年間下がり続けています。今年も昨年比2.5%下落しました。ピークだった1997年度と比較すると、約70%の水準まで下がっています。

公共工事設計労務単価の推移（全職種平均）



③ 最低生計費調査が示していること

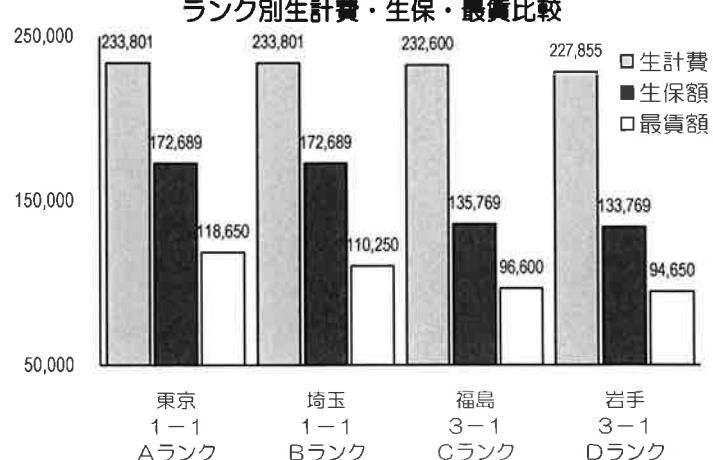
全労連では、4年前に京都総評で、一昨年は首都圏（東京・神奈川・千葉A・埼玉B）で、昨年は東北地方（C・D）、現在、九州と静岡・愛知で最低生計費調査を実施しています。大阪も一昨年、家計簿をもとに算出しました。いずれの結果もほぼ同額（25歳単身者で月額22～23万円が必要）でした。全国の結果が出そろえば、最低賃金のランク分けや、生活保護基準の級地分けの根拠のなさが明らかになり、全国一律最低賃金の論拠が出来上がりります。

調査結果では、25歳単身者の最低生計費は、さいたま市は月額233,801円、岩手県北上市は227,855円で、その差額は月額4,054円に過ぎません。しかし最低賃金で、月150時間労働として月額24,000円、生活保護で月額38,920円という大きな格差となって表れています。基本的な生活費で、大きな差異が生じたのは、住居費と交通・通信費です。家賃は高いが交通の利便性が高く、車の必要がない首都圏と家賃は安いが日常の移動に車が不可欠な地域という違いがありましたが、それを計算するとほぼ同額であり、他の生計費には大きな違いはありませんでした。

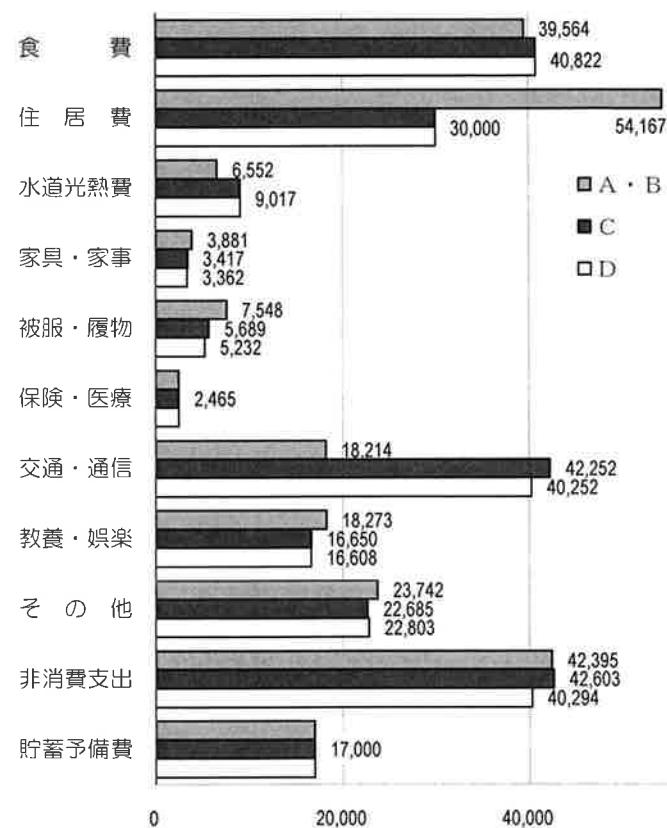
中央最低賃金審議会では、最低賃金の目安として「高卒初任給」「生活保護基準」「正規の半分」などの意見が出ています。どれも相対的指標であって、「その金額でどのようなくらしができるか」という基軸の議論ではありません。

今後、生存権を保障する絶対的水準を前提とした公契約・最低賃金が求められます。最低生計費結果に生命を吹き込むことは、最賃、生活保護、最低保障年金、課税最低限、社会保険料減免、就学援助、生活福祉資金貸付などに連動するため、重視する必要があります。

厚生労働省も昨年12月11日から「ナショナルミニマム研究会」をスタートさせました。反貧困ネットワーク副代表の雨宮処凜氏、事務局長の湯浅誠氏らが委員に選出され、生活保護と貧困について研究しています。資料として、全労連の最低生計費調査や（理論生計費）やノーベル経済学賞を受賞したインドの経済学者アマルティア・センの主張が紹介されています。



最低賃金ランク別の消費支出比較・25歳単身者



■ アマルティア・センの「生活の質」

① 基本的な健康・生命を維持するための「生活の質」

……「適切な栄養を得ているか」「雨露を凌ぐことができるか」「避けられる病気にかかっていないか」「健康状態にあるか」など。

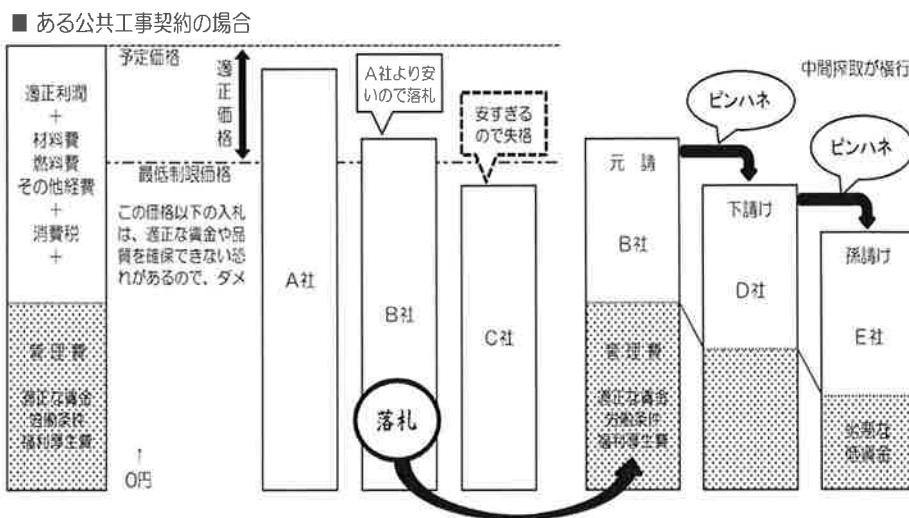
② 社会の一員として尊厳を保てる文化的「生活の質」

……「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいるか」「自尊心を保つことができるか」「社会生活に参加しているか」など。

3. 公契約をめぐる問題の広がり

(1) 公共工事は「安ければいい」のか

公共工事の「予定価格」は、工事に必要な労務費、資材費、機械経費、諸経費を積み上げて標準的な価格として算出しています。「落札率 100%」は、積算の見積り通りであり、ある意味で適正利潤を含み、世間相場を考慮した「適正単価」と考えられます。材料費などの固定経費が下がらない以上、落札率が下がるほど、しわ寄せは労務費に集中します。埼玉土建の賃金実態調査では、民間工事と公共工事の平均賃金は、1日あたり 868 円も公共工事の方が安い結果が出ています。現場労働者の賃金が下がれば、完成した建築物の「質」の低下は避けられません。JR 御徒町駅下の道路陥没事故、山陽新幹線のトンネル内のコンクリート塊崩落事件、首都高速道路での同様の事故、地震時に天井が落ちた仙台市での新築の市営プールなど、安上がりの工事によって信じられない事態が起きています。数千億円規模以上の巨大開発を除けば、「公共工事はドル箱」という話は、根も葉もない「神话」になっています。



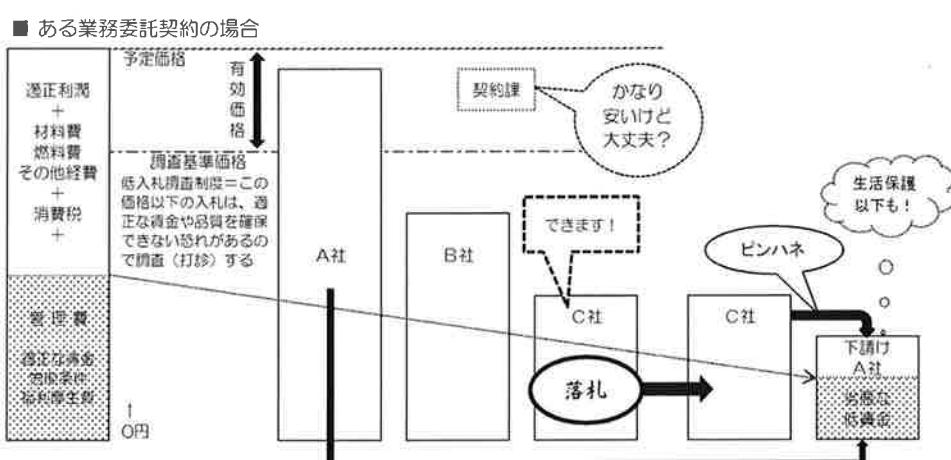
(2) 民間委託・指定管理などアウトソーシング

国や自治体が発注する事業に従事する労働者は、国民・住民の生活と権利、安全を守る大切な仕事を担っています。ところが、労働者の賃金・労働条件は劣悪で、多くのワーキングプアが生み出されています。

これは政府・財界の「構造改革」戦略により、「安ければ良い」と、人件費を無視したダンピング入札が広範に行われていることによります。低価格で落札した業者は、委託料から労務費を大幅にピンハネしています。これは、公共施設の管理運営者を決める「指定管理者制度」でも行われています。

国や自治体は、民間業者と請負契約を結ぶ際に、そこで働く労働者の賃金・労働条件を考えず、「安ければよい」「最低賃金さえ守ればよい」とダンピング競争をあおり、委託料から労務費が不当にピンハネされても「業者と労働者の雇用契約で決めること」「民民契約には介入できない」として関知しません。

しかし、このよう「安上がりの公共服务」が、ワーキングプアを大量に生み出し、公共事業の質まで低下させて、住民の安全・安心を損なう事態を招いています。「発注者」としての責任が厳しく問われています。



(3) 公共調達の実態

一般競争入札による低入札で受託すると、労働者の非正規化・低賃金化がすすみ、格差を拡大します。自治体から安く請け負った業者は、収益をあげるために、コストの大半を占める人件費を引き下げるため不安定な非正規労働者を多用します。社会保険未加入は当たり前で、残業代も支払われないなど、労働基準法を守らない例が多発しています。そして、行政の「買い叩き」で、小学校の教科書が、「同じページ数のノートよりも安い」（小学校の教科書が1冊144円程度）という事態につながっています。

行政の財政困難から、シルバー人材センターに対する発注も増加しています。自転車置き場の管理、公園の樹木の植栽、保育園や学校の「用務員」、庁舎の清掃など多岐にわたり、休日の窓口日直、市内循環バスの運転手にまで範囲を広げています。シルバー人材センターをめぐって、公園の樹木の植栽作業中に、梯子から転落死したが、個人請負のため労災が適用されなかったなどの問題も数例が報告されています。

「高齢者の生き甲斐」として国から補助金を受け、労働法や最低賃金が適用されない「個人請負」を使用するシルバー人材センターを、自治体が無原則的に増やす問題への対応も重要な課題です。

4. 公契約運動の歩み

① 最初の公契約運動は印刷労働者

1978年官発注の印刷費が異常な価格競争で、労働者の賃金さえ出ない状況に追い込まれていることを受けて、全印総連が経営者とともに当時の大蔵省や通産省に要請行動したことが、日本での公契約適正化運動の最初と言われます。その後、公共工事をめぐって、全県総連が運動を広げました。民間委託などのアウトソーシングは、「委託反対」の運動として、それぞれの事例に対する反対運動にとどまりました。

② 公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品質確保法）【2005年4月1日施行】

公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約により確保すること、発注関係事務を適切に実施すること、必要な職員の配置に努めることなどが規定されました。そして、「価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換」を掲げ、発注者に競争参加者の技術的能力を審査しなければならず、技術提案を求めるよう努め、これを適切に審査・評価しなければならないこと、技術提案について改善を求め、または改善を提案する機会を与えること（技術的対話）ができること、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であること等を規定しました。

【公共工事品質確保法・附帯決議】

9 適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係に適正化に努めること。

③ ふじみ野市でプール事故が発生【2006年7月31日】

埼玉県ふじみ野市のプールで小学生女児が吸水口に吸い込まれて死亡する事故が起きました。直接原因として、プールの構造、危険箇所を管理する体制と作業が厳格に行われていれば事故を防げたこと、受託業者が事故時に適切に行動していれば防止できたこと、「契約違反」の業務を「丸投げ」した受託業者の責任、高校生アルバイトに依拠していた下請受託業者の責任などが問われました。

本質的原因として、国、自治体に至るまで、「経費削減」「コスト」優先が人命・人権の大切さを第一義とする自治体の原点を狂わせ、市政の運営方針、実務運営、人事行政の無策についても指摘されました。背景に、「小さな政府」「三位一体改革」による地方への財政支出削減を理由にした「安易で危険な安上がり行政」への変質があります。コスト削減を目的とした外注化で、年々削減される契約額が人件費を削り、

正社員からパート、有資格者から無資格者、研修機会の縮減となり、能力の高い外注先は選定されにくくなります。

この事件で業務上過失致死罪に問われた当時の市教育委員会体育課係長の上告審で、最高裁第1小法廷は被告側の上告を棄却し、禁固1年、執行猶予3年とした1、2審判決が確定しました。さいたま地裁判決は、委託業者よりも発注者（自治体の担当者）の責任を特に重く判断しています。

【さいたま地方裁判所・判決抜粋】

「被告人両名は、プール施設は危険を伴うことを認識していたものの、管理は委託業者に任せればいいものだと考え危険を発生させた。自己の職責の重要性に対する自覚を欠くまったく無責任なもの」

④ 公共サービス基本法【2009年5月20日公布／2009年7月1日施行】

（公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備）

第11条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。……これを、「努力目標」にさせず、実効性を持たせることが必要です。施行されてはいるものの、総務省から通達文書は出されておらず、国の出先機関ですら、全く具体的な対応はなされていません。基本法として自治体に具体的な実施を強く求める運動を起こすことが必要です。

⑤ 尼崎市での公契約条例をめぐる取り組みと教訓

兵庫県尼崎市では、05年頃から公契約をめぐって様々なトラブルが相次いで起きていました。

07年5月、市議会に「公正労働基準確保に関する条例制定等についての陳情」が連合尼崎から出され、9月議会で採択。市は5年間で職員の500人削減とアウトソーシング推進を打ち出しました。危機感を感じた日本共産党、新風グリーンクラブ、虹と緑の議員が「公契約条例を実現させる議員の会」を結成し、08年10月、「条例案」を発表。市民や労働者、経営者、専門家の意見を聞いて条例案にまとめ、12月議会に提出しました。市側は、「憲法27条2項で賃金など勤務条件は法定規定なので条例ではできない」「労働条件に対する条例の介入」「上乗せ賃金は経営裁量権を過度に規制する」「市民の便宜の証明が不十分」「事業者範囲が広すぎる」などを理由に、「公契約条例は法律違反」「職員増が望めないなか処理コストがかかりすぎる」と全面的に反対しました。議員の会も反論しましたが、1票差で否決されました。この取り組みで、反対側の主張の原点・視点が明らかになり、参議院での質問趣意書で、公契約条例には違法性がないことが正式に回答されるなど、大きな前進面を残した運動となりました。

5. 公契約の現在の到達

(1) 自治体キャラバンの広がりと社会的合意づくりの運動

02年秋から、労働者の状態や公契約、公共の役割など労働者要求を掲げて、全県の全自治体を訪問する運動が始まりました。住民の暮らしの実情や自治体の課題を語り合う運動は、参加者の学びの場ともなり、横並び志向の自治体の実態を共有することで、臨時・非常勤職員の賃金や待遇改善、市内労働者への具体的な支援策の推進など、底上げをすすめました。この運動は、全国36都府県に広がっています。

東京都日野市では、三者懇談会（建設労働組合・業界・自治体）を積み重ね、総合評価方式による「政策入札」の導入を実現しました。市発注工事で、賃金の最低基準を定め、下請けの50%以上は地元業者を使うことなどを、入れの経営事項審査の際に加点する（以下の場合は減点）ことを定めています。

国分寺市では、市をあげて「国分寺市の調達に関する基本指針」を策定し、公契約条例の素案がまとめました。世田谷区では、関係団体、超党派の議会関係者を含めた「公契約推進世田谷懇談会」が開かれ、市民レベルでシンポジウムを成功させています。川崎市では、市内業者や労働組合に、条例案の具体的な検討に入りました。このように「打てば響く」状況になっています。公契約条例は今が「攻め時」です。

(2) 生活保護下回る最低賃金と地下鉄清掃労働の賃金決定

大阪市営地下鉄の清掃作業に従事する労働者に、昨年6月22日、大阪市は2万4221円の生活保護費の支給を決めました。市が雇用した労働者に、市が生活保護を支給する異様な問題が明らかになりました。この労働者は、地下鉄清掃事業を一般競争入札で落札したビルメン会社に雇用される53歳の契約社員。時給760円（大阪の最低賃金748円）で、実働7時間で週6日勤務。時間外を含む月収は約14万円、税金や社会保険料を差し引くと手取りは約12万円。家賃3万4千円のアパートに一人暮らし。働きながら生活保護を申請する労働者は勤労控除（必要経費の控除）されるため、収入認定金額は9万1389円とされ、生活保護でこの男性を保護すべき金額の11万5610円との差額2万4221円の支給が決まりました（この基準で大阪市の生活保護額を時間給に直すと月150時間で1,095円）。

最大の問題は、大阪市交通局がWTO協定を理由に最低限価格の設定をせず、低入札価格調査制度だけで入札決定していることがあります。その改善を市と交通局に要求しましたが、当局は「最低賃金に違反しないなければ指導できない」を繰り返すだけで、総合評価方式や低入札価格基準の引き上げも拒否しています。

■こんなにも低い落札額……予定価格の4割未満!?

ブロック	Aブロック	B	C	D	E	F	G
予定価格（千円）	184,910	297,101	290,171	446,914	432,582	322,671	255,476
入札金額平均（千円）	90,177	138,023	118,484	169,616	167,634	124,298	114,957
落札金額（千円）	58,829	109,667	97,210	126,550	126,124	101,320	74,145
落札率（%）	31.81%	36.91%	33.50%	28.32%	29.16%	31.40%	29.02%
労働時間	6h×6日	6h×6日	6.5h×6日	8h×5日	7.5~16.5 8~20	9~17	8~12 13~18 9~16
時間給（円）	800	780	800	731	750	740	750

※大阪市営地下鉄清掃関係入札実態（入札日08.02.14）。時間給は建設労大阪府支部の実態調査による。

(3) 全国初の公契約条例が誕生（野田市）

09年9月29日、千葉県野田市で、全国初の公契約条例が誕生しました。市長は元建設省のキャリアで、千葉県市長会の会長を務めています。条例では、同市が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金水準を守るために、最低賃金を市が独自に設定するとされ、今年2月に施行されました。

改善点として、公契約に働く労働者の労働条件で賃金以外の規定ではなく、基準以下の賃金で就労させ、違反で契約を解除された企業に対して、不利益を受けた下請業者や労働者への賠償の明記はありません。非正規労働者の賃金水準と生活保護基準の整合性にも触れておらず、適正な賃金水準が不明瞭であること、公契約を理由とした利用者負担の引き上げの禁止規定がないなどがあげられます。

根本市長は、全国の約805市に「公契約条例の検討と国に法の制定を求める」を文書で呼び掛けました。それを受け、全国各地で、公契約条例に対する問題意識が広がりました。

12月8日、千葉県我孫子市議会では、市長が「野田市の公契約条例は大変意義があることと真摯に受け止めている」と回答。12月21日、佐倉市議会で「公契約条例の制定を求める請願」が30人中29人の賛成で採択されました。2月5日には、広島県で民主党会派の県議の呼びかけで、全首長・地方議員・担当職員を対象とした「公契約を考える講演会」が開かれ、近県の議員や職員もあわせて約224人が参加。講演は、野田市の根本市長、全県総連顧問の古川弁護士。根本市長は、「条例施行にともなう予算増は580万円。ほとんどは委託の清掃労働者の賃金分（現行は千葉県最低賃金+1円）」と、条例施行による財政的な負担増は大きくないことを実態調査に基づいて明らかにしました。

【千葉土建一般労組は、以下の5点で評価】

- i) 全国で初めて出来た公契約条例である。
- ii) 前文に公共事業の低入札により、従事する労働者に賃金低下を招く状況を明確にしている。
- iii) 8条に連帯責任、13条に損害賠償の罰則規定を設けることにより、受注者に条例の履行を担保した。
- iv) 現下の情勢で、最低賃金法にこだわらず、2省協定賃金の8割を最低賃金の目安とした。
- v) 一人親方などの請負的労働者は、第5条の保護される対象規定から除外されるおそれがあるが、運用の中で改善していくとした。

(4) 民主党の「公共工事報酬確保法案」（公共工事の公契約法）の動き

国政の場では、公共工事に限定した「国等が発注する建設工事の適正な施工を確保するための公共工事作業従事者の適正な作業報酬等の確保に関する法律案（公共工事報酬確保法案）」が準備されています。昨年から参議院の民主・自民・公明・国民新党の4党で「公契約法制定議員連盟」が結成され、民主主導で試案が作成され、共産・社民にも理解を求める動きがあり、合意する動きがありました。中心は、山下八洲夫参議院議員（民主党・建設労働議員懇談会会長／岐阜）、高木義明参議院議員（長崎）、犬塚直史参議院議員（長崎）らで、法案作成には全建総連顧問である古川弁護士がかかわっています。内閣法制局のリーガルチェックも終えており、いつでも国会に提出できます。

民主党は、昨年12月3日、野田市長を国会に呼んで、「公契約学習会」と称して約100人の衆議院議員が話を聞いています。同日、自民党の「公契約プロジェクト（議員連盟）」が再開され、全建総連へ出席要請がありました。そこでは「公共工事は規定されているが、民間委託や公共発注が盛り込まれていないので、内容的に不十分だ」という声が出されたという報告が来ています。

翌4日、生活関連公共事業推進連絡会議（生公連）が提出した「公契約法の制定を求める請願」が参議院で区分採択されています（12項目中3項目）。そのなかにアスベスト対策と、建設業への派遣法解禁を認めない条項と合わせて、「公契約法を制定するなど法体系を整備し、下請及び資材業者と労働者に対し適正な単価と賃金・労働条件が確保される仕組みをつくること」とする文言が採択されました。また3月24日、全建総連が「公契約法・条例制定を求める中央決起集会」を開きましたが、来賓で参加した民主党の山下参議院議員は「抵抗勢力はいるが、今国会に議員立法として提案していく」と決意表明がありました。

6. 公契約適正化運動の重点と可能性

(1) 地方での取り組み

① 公共サービスの現場労働者の実態をつかみ進事例と問題事例を共有する

公契約分野での問題事例を収集・集約し、公契約対策会議などの場を設けて交流します。公契約を取り巻く情勢認識の共有、取り組みや運動の成果、先進事例について学習します。人的なつながりも視野に置いて、自治体非正規や委託先、指定管理施設、外郭団体、各種公社など公契約分野とより広義の公的サービスで働く労働者の“生きた”実態を収集し、問題点を明らかにしていきます。

野田市で初の条例が制定されたこと、国分寺市の公共調達の指針、日野市の総合評価方式、90%まで上がってきた最低制限価格の導入を広げる取り組み、委託先の労働者の実態を調査させる取り組み、建退共の貼付実績報告書の義務付け、公務公共サービス職場でのコンプライアンスの促進などをすすめながら、逆の悪い実例も集めていきます。

② 地方議会への働きかけを強める

先進事例と問題事例をまとめた資料を作成し、自治体や議会へ要請します。全国で818自治体（全国1800自治体中・10年4月6日現在・全建総連調べ）に広がった公契約法の制定を求める国への意見書、公契約条例検討の意見書、公共工事における適正な労働賃金を求める意見書などの採択をすすめます。

岡山県では、県をはじめとして、12市8町1村で意見書が採択されています。

③ 可能な地域から公契約適正化運動をすすめるための「懇談会」を組織する

地方では、公契約の課題にかかわる民間・公務の産別組織と、地方労連が呼びかけて、業界団体、市民団体、関連労組などを訪問して問題意識を広げます。時期を見てシンポジウムや学習会を開催し、幅広い参加を呼びかけます。そこに参加した団体を基本に「公契約適正化運動推進懇談会」などの意見・情報交換の「場」を組織し、そのつながりと成果を自治体キャラバンに生かしていきます。

④ 公契約適正化運動を住民規模の取り組みに………主戦場は“地域”

単産と地方組織で構成する全労連は、地域・住民運動と結びついている「強み」をもっています。地域に開かれた組織だから、住民要求とかみ合った層の厚い運動として、公契約適正化運動に取り組めます。

それは、構造改革路線にしがみつく国や地方自治体の流れを変える大きな住民運動に発展できる可能性をもっています。公契約に公正なルールが確立できれば、実際には仕事をせずに儲ける「プローカー」や、異常なピンハネ、買いたきをする悪質企業を公契約から排除できます。さらに、公契約の相手側に、労働法違反がない、下請企業に対する配慮が行き届いている、非正規労働者の待遇改善策（均等待遇）をめざしている、ユニバーサルデザインに積極的であるなどを、総合評価として求めることも可能になります。

それらは、公的サービスの質を確保し、地域住民の安心・安全を確保し、その職場に働く労働者には、住民から喜ばれる“働きがい”と人間らしいくらしの確立の両方を保障します。

⑤ 労働の尊厳を勝ち取るたたかいに

- ◆ 財政は、市場原理に任せられない分野を補充し、その歪みを正すためにあります。公共工事や業務委託などを市場原理任せにすることは「財政の自己否定」……それが公的労働の価値を阻害しています。
- ◆ 事業仕分けの本質………米軍への思いやり予算の審議で問題になった“バーテンダーの賃金”論。
- ◆ 国民・住民の福祉の向上をめざすべき公務労働を儲けの対象に貶めました。
- ◆ 国民と分断することで、公務員「ムダ」論を振りまく………自治体首長の「経営者感覚」発言。

7. 議論してみよう

- ① 年間 103 万円（65 万+38 万円）を超えない範囲で働くとは、どういうことなのでしょうか。労働者として自立すること、「扶養家族」とは、いったい何なのでしょうか。
- ② 世界第2～3位の経済力を持つ日本が、どうしてこんなに経済的に困難を抱えているのでしょうか。本当に「お金がない」でしょうか。あるとしたら、どこにあるのでしょうか。
- ③ 公務員や議員は多すぎるのでしょうか？少なければ少ないほどいいのでしょうか。公務員や議員が減ると、どんなメリットがあって、どんな困難が生まれるのでしょうか。また、公務員の賃金は、本当に高いのでしょうか。どんな公務員が多いのか、不足している分野はないのか考えてみましょう。
- ④ 「事業仕分け」をどう思いますか。「かっこいい」と思いますか。あの仕分け方に問題はないのでしょうか。本当のムダはどこにあるのでしょうか。
- ⑤ 公務公共サービスがどんどん非正規化されていますが、それでいいのでしょうか。公的サービスとは、本当はどうあるべきなのでしょうか。民間に任せることのメリットとデメリットは何でしょうか。適正な賃金とは、どのようなレベルの賃金のことをさしているのでしょうか。
- ⑥ おさめた額に対して、見返りが感じられないことが「重税感」につながっているという人もいます。「源泉徴収制度」がサラリーマンの重税感を阻害しているという人もいます。日本の税金は「高い」のでしょうか。

以上

■ 追加レジュメ……菅内閣をどう見るのか

① 菅内閣の基本的な問題点

菅内閣は、鳩山前首相の辞任を受け、国会内の「数の力」による政権のたらい回しで誕生したものであり、国民の負託を得たものではない。菅首相は、民主党代表選への出馬にあたって、「米軍・普天間基地の県内移設」の日米合意を「踏まえる」と述べた。この沖縄県民や国民に対する党の公約を踏みにじってまで外国政府との合意を重視する姿勢は、自民党政権と変わらない。限界点に来ている沖縄県民、国民の怒りに背を向けるものである。

鳩山前政権は、国民の期待を裏切り、後期高齢者医療制度廃止の先送りや抜け穴だらけの労働者派遣法「改正」法案の提出など、「構造改革」からの転換に消極的な姿勢に後退した。

さらに、新成長戦略策定の論議にもみられるように、企業の競争力強化を最重視する政策への回帰を強めている。

「政治とカネ」問題も、鳩山、小沢の疑惑は、小沢を証人喚問し、真相を明らかにすることが最小限必要だが、現状では、「辞任だけじめがついた」と「小鳩隠し」に終始している。

まして、「大きな重荷を鳩山総理に取り除いていただいた」と、「普天間問題」と「政治とカネ」が一件落着したと言っているが、とんでもない考え方違いである。

首相が変わっても、政治戦略は変わらない。新政権は、官房長官に先の戦略担当大臣を起用し、財務大臣には前副大臣を昇格させ、多くの閣僚を前政権から引き継ぐなど、政策面での大きな変更是期待できない布陣となっている。

むしろ、事業仕分けで名をはせた議員を入閣させ、国会運営の要である民主党幹事長に起用するなど、新自由主義改革、「構造改革」への回帰さえ懸念される内閣と党の体制と言える。また、新閣僚のほとんどが「消費税の見直し」を公言している。菅新政権も、国民の期待に反する「大企業本位」「構造改革」の継続、推進の立場に立つのではないかということが強く懸念される。

国民の思いは、「大企業中心政治からの脱却」「日米対等の関係の構築」であって、従来の「大企業本位」「対米従属」路線の継承ではない。切実なのは、貧困と格差の拡大、雇用不安や中小零細企業の経営不安のひろがり、宮崎県での口蹄疫問題にもみられる食の安全の問題、高止まりした自殺者の状況など、いま国民はくらしへの不安を強め、国民目線の政治の実現を求めている。今度の参議院選挙は、こうした国民の願いがどうなのかを真に選択する選挙になる。

② 泉南アスベスト訴訟を控訴した民主党政権

「国を断罪する画期的な判決」といわれた大阪・泉南のアスベスト訴訟で、アスベスト（石綿）にさらされたことによって深刻な健康被害を受けたのは国が必要な対策を怠ったからだとして、大阪・泉南地域にあった石綿工場の元従業員やその遺族、近隣住民らが、国に賠償を求めていた裁判で、大阪地裁は5月19日、国の不作為を認め、総額4億3505万円の支払いを命じる判決を言い渡した。小野寺利孝弁護士は『アスベスト被害について国の責任を問う歴史上初の司法判断。国を断罪する画期的な勝訴判決』と強調。原告や支援者らは同日、国会内で報告集会を開き『国は控

辺野古沖への基地移転

反対	84.1%
無条件基地撤去	38.0%
国外への移設を	34.4%
県外への移転を	16.4%

日米安保条約について

平和友好条約に	55.0%
破棄すべき	14.0%
多国間条約に	10.0%

米海兵隊の駐留について

必要	15.0%
必要ない	71.2%

琉球新聞と毎日新聞の共同調査

訴をするな』と訴えた。

判決は、昭和35年までに国が労働省令で排気装置の設置を義務づけなかったこと、昭和47年までに石綿粉塵濃度の測定結果の報告と改善措置を義務づけなかったことについて、違法と指摘。昭和35年以降に石綿に曝露し関連疾患に罹患した労働者の損害との間に『相当の因果関係がある』と判断した。

しかし民主党政府は不当にも、6月1日控訴し、原告も6月2日に控訴をおこなった。

③ 菅首相の本質

- 女性運動の中心だった市川房江氏（安保条約反対を貫く）の選挙を手伝っていたが、思想的には引き継いでいない。
- 厚生大臣の頃のトラウマから、「官僚憎し」の姿勢は異常なほど強い……公務員はすべて「敵」であって、「公務員（官僚）は悪の温床」としか見ていない。
- 公共工事には膨大な「隠し金」があって、まだまだ削減できると思い込んでいる。公共工事敵視は、異常に強い。公契約適正化は真っ向から反対の立場。

菅内閣 閣僚の主な経歴

役職	氏名	主な経歴
総務相 再	原口 一博	松下政経塾出身 道州制推進、保育所の最低基準撤廃など 元自民党佐賀県議
法務相 再	千葉 景子	死刑廃止を主張、夫婦別姓法案、取り調べ可視化など奮闘 元社民党・弁護士
外務相 再	岡田 克也	日米合意の推進者、密約調査で存在を認めながら否定 元自民・新生・新進党
財務相 新	野田 佳彦	松下政経塾出身 前財務副大臣、消費税の討議必要と主張 元日本新・新進党
文部科学相 再	川端 達夫	製造業派遣禁止には後ろ向き 政治団体の不法な計上が発覚 元民社・新進党
厚生労働相 再	長妻 昭	後期高齢者医療制度廃止を先送り 派遣法抜本改正も後退 社保庁解体で解雇
農林水産相 新	山田 正彦	前農水副大臣 F T Aなど農業分野の貿易自由化は所得補償前提に前向き姿勢
経済産業相 再	直嶋 正行	法人税の大幅引下げ主張、非正規雇用規制反対 元トヨタ労連専従 元民社党
国土交通相 再	前原 誠司	松下政経塾出身 ハツ場ダム中止でも大規模開発は温存 元日本新・さきがけ
環境相 再	小沢 銳仁	水俣病問題で全ての被害者救済に背を向ける特措法推進 元日本新・さきがけ
防衛相 再	北沢 俊美	普天間移設の日米合意を推進 武器輸出禁止三原則の見直しを公言 元自民党
官房長官 新	仙谷 由人	消費税増税発言を繰り返す 前行政刷新大臣で構造改革推進を主導 元社会党
国家公安委員長 再	中井 治	朝鮮学校の無償化に反対し国連人権委員会等から批判 元民主・新進・自由党
国家戦略担当 新	荒井 聰	前首相補佐官 消費税引き上げは必要と主張 多額の企業・団体献金を受ける
行政刷新担当 新	蓮 肇	事業仕分けで科学技術関連等を「赤字」と攻撃 スポーツ・文化・教育も攻撃
公務員制度 少子化担当 新	玄葉光一郎	松下政経塾出身 党政調会長と兼務 国家公務員の人事費2割削減を打ち出す 消費税増税論議をすすめる民主党の党内勉強会を立ち上げて代表世話を人に就任
金融・郵政 再	亀井 静香	警察庁出身 郵政事業の株式会社化を維持 夫婦別姓の民法改正には断固反対